

ひなんこうどうようしえんしゃせいと

避難行動要支援者制度のご案内

大村市では、地震や風水害などの災害が発生した際に、自力での避難が困難で支援が必要と思われる方を対象に名簿を作成しています。

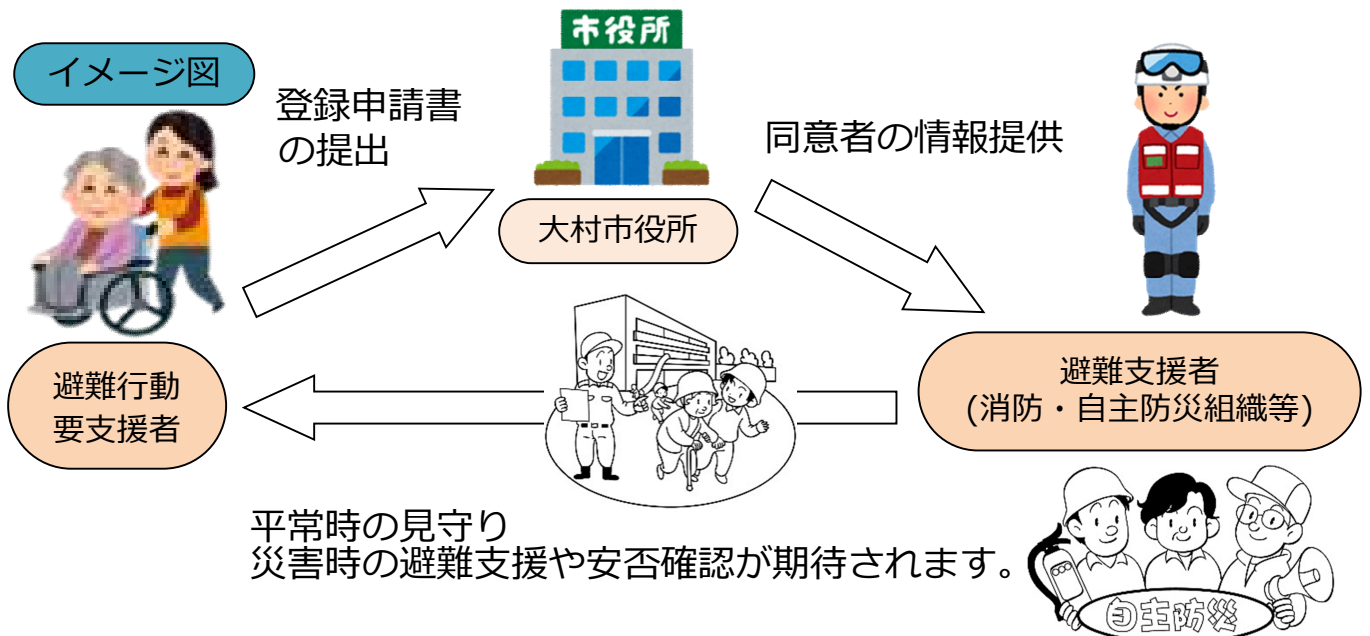
避難行動要支援者名簿への登録申請

災害時に速やかな避難支援を受けられるよう、災害が発生する前から皆様の情報を避難支援者へ提供するため、支援が必要な方は登録申請書の提出をお願いします。

【提供する名簿情報】

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他連絡先、支援等を必要とする事由等

※提供する名簿情報は、市および避難支援等関係者において、適正に管理し取り扱うと共に、防災目的・災害時の避難支援や救助目的以外には使用しません。



裏面もご覧ください

「避難行動要支援者名簿」登録対象の方

- 要介護認定3～5の方
- 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第一種を所持する方（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 大村市災害時要援護者名簿へ登録している方
- 上記以外で特に避難支援が必要と認められる方

※福祉施設や病院などに長期入所・入院されている方は除く。

避難支援等関係者

大村警察署、大村消防署、大村市消防団、大村市社会福祉協議会、大村市民生委員児童委員協議会連合会、町内会、自主防災組織、その他市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる関係者

避難行動要支援者の皆様に予めご理解いただきたい点

- 1 情報提供の同意に関わらず、災害時の状況によっては、必ずしも避難支援等関係者からの支援を受けられるとは限りません。
また、災害時等における避難支援については、地域の支援者の善意による地域活動として可能な範囲で行っていただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。
- 2 この名簿に登録された方も、「自分の身は自分で守る」という自助の意識を持ち、食糧の備蓄や家具の固定など、できる限りの備えを実践してください。

<登録申請書の提出・お問い合わせはこちらへ>



大村市玖島1丁目25番地（大村市役所内）
福祉総務課 ☎ 0957-53-4111（内線603）
Fax 0957-52-6930

【提出のみ】 大村市内の各出張所

※受付時間は、平日の8時45分から17時00分までです。